

「福岡市バリアフリー基本計画（案）」に対する市民意見及び意見への対応と考え方

番号	本編のページ	項目	意見（原文）	意見への対応と考え方
総論				
1	P7 (概要版 P2)	福岡市における現状と課題	第3関連資料 B 官公庁施設 アンケート調査結果「よく行く施設」としてとありますが、そもそも「公民館」や「老人いこいの家」へ車椅子ではどう見ても行く事を諦めざる得ない所（独力が前提）が近くにあります。しかも、その側道は昨年、工事が入ったところです。相互の連携は官民も必要でしょうが、官官も必要ではないでしょうか。・・・P2(4)課題(第1 総論)	修正 ご意見ありがとうございます。 「第1総論 1計画の基本事項 (4)福岡市における現状と課題 ③バリアフリー推進に関する現状と課題」の課題の欄について、次とおり修正します。 〔修正前〕 ■施設設置管理者相互の連携、官民共働、による取組みの推進 〔修正後〕 ■官民共働、公共施設相互の連携による取組みの推進
2	P7	福岡市における現状と課題	7ページ目について 点字ブロックが途切れている所や、タイルがはずれていたりすり減っていて分からなくなっている所が街中で多く見かけるので、ブロックの延長や補修をしてほしい。	その他 ご意見ありがとうございます。 視覚障がい者誘導用ブロックにつきましては、平成23年度にバリアフリー重点整備地区の特定経路において一斉点検を実施するなど、不具合箇所の把握や整備・補修等に努めております。その他の道路におきましても、道路パトロールや市民の皆様の通報により破損箇所の把握を行い、補修等を行っております。 視覚障がい者誘導用ブロックの色落ちや磨耗、破損等がございましたら、各区役所の維持管理課(西区は土木第1課・土木第2課)へご連絡をお願いいたします。 また、公園や建物などへの視覚障害者誘導用ブロックの延長につきましては、施設設置管理者と連携を図りながら、改善に取り組んでいきます。
3	P8	基本理念と取組みの視点	福岡市はユニバーサル都市を目指していますが、「誰もが思いやりを持ち、すべての人にやさしいまち」になるためには、このバリアフリーの基本計画の理念が是非とも必要になると思えます。いわばインフラの役目を果たしてくれるのではないかと考えます。 早良区では毎年、障害者施設への寄贈(4施設=1施設につき8万円程度)を行っています。その時に一番大切にしている事は、同じ早良区内に住む施設の方々に、高齢者ばかりに対しての寄贈ではないけれども、「だれもがすべての人に」との思いで、愛の拠金(1円玉募金の集積したもの)から拠出しています。男女共同参画社会の行き着く先が老若男女の共同参画社会であっていただきたいのと同じく、「だれもがすべての人に」が合言葉であっていただきたいものです。それと、心のバリアフリーという難問に今回、積極的に踏み込まれたこの基本計画に最大の敬意を表します。	その他 ご意見ありがとうございました。

番号	本編のページ	項目	意見（原文）	意見への対応と考え方
4	P9 (概要版 P3)	施策体系	<p>P3の(5) 施策体系について意見を述べさせていただきます。</p> <p>1. 基本計画； 5W2Hで作成されては如何でしょうか？</p> <p>(1) 何時までに； H32年度の表現はありますが、具体的なロードマップが必要では？ 年度別の到達水準の明確化</p> <p>(2) 何を； 以下に示す4視点（※事務局・注：物理的なバリアフリー、制度のバリアフリー、文化・情報のバリアフリー、意識のバリアフリーの4視点）のバリアフリー化 ・・・目標レベル、到達レベルの明確化も必要</p> <p>(3) 場所； 重点施策場所の明記あり（但し、「場所」は、(1) 物理的なバリアフリーに対応）</p> <p>(4) 何故； 趣旨は明記有り</p> <p>(5) 誰が； 官公庁（行政）、学校、企業、地域団体・一般市民・ボランティア…の4者で構成されるところの組織・連携が理解できる図が必要</p> <p>(6) 手段・方策； 官公庁（行政）主導ではあるものの、施策ターゲットの内容次第では、官公庁（行政）以外が主導することもありえる。“進行管理”は「PDCA手法」を採用されては如何でしょうか？</p> <p>(7) 予算； 明確化が必要…計画倒れにならないように</p> <p>2. 施策ターゲット・・・以下の4視点とされては如何でしょうか？</p> <p>(1) 物理的なバリアフリー； 町中の段差、狭い道路、障害があるため使えない製品など</p> <p>(2) 制度のバリアフリー； 能力以前の段階で条件や基準を設けられ、就学・就業・社会参加などに制約を受ける</p> <p>(3) 文化・情報のバリアフリー； 点字や手話通訳が無いなど情報の提供が受け手に適合していない</p> <p>(4) 意識のバリアフリー； 偏見や差別など</p> <p>※理由</p> <p>(1) 基本計画（案）には、(2) 制度のバリアフリーが見落とされています。</p> <p>(2) 1995年版の「障害者白書」によれば、“生活環境の中で存在する4つのバリア”として上記の4項目が掲げられているようです。</p> <p>(3) 上記4項目の切り口で周囲を見渡せば、見落としがほとんどなくなると考えられます。</p> <p>(4) P3の“(5) 施策体系”は、実施事項と運営方策が混同されて掲げられているようであり、区分したほうが市民には理解しやすいと考えられます。</p> <p>ハード、ソフト面のバリアフリー・・・実施事項 バリアフリーの支援と進行管理・・・運営方策</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>・別途、アクションプラン(工程表)の作成を行うこととしておりますので、その中で、5W2Hの視点を活用してまいります。</p> <p>・本計画(案)は、高齢者や障がいのある人などで日常生活における移動において身体の機能上の制約を受ける人を対象の中心としています。そのため、施策については「ハード面のバリアフリー化」推進を図ることを中心とし、それを補完していく「ソフト面のバリアフリー化」、計画の推進を図るための「バリアフリー化の支援と進行管理」という3つの柱立てによる施策体系としておりますのでご理解願います。</p> <p>計画(案)どおり</p>
5	P12	進捗状況	<p>第1 総論 2 福岡市交通バリアフリー基本方針の振り返り (2)③</p> <p>重点整備地区の特定経路内の信号機の整備率は100%で完了していることになっているが、高齢者や障害者（以下、「高齢者等」という。）にとっての重大事は歩行者用信号機の時間です。いわゆる「時間のバリア」です。</p> <p>このことは交通管理者の範疇でしょうか、まず、道路管理者としては主要な交差点の歩行者の交通量調査等を行い、高齢者等が車道部の真ん中で立ち往生することの無いよう、各警察署と十分に協議を行い、不安の解消に取り組んでいただきたい。</p> <p>上記のことは「福岡市バリアフリー基本計画（案）」には直接には関係がありませんが、バリアフリーということを経時的に考えると時には重要な位置を占めていると思います。ハード面での段差解消も大事ですが「時間」のほうが「命」に係わる深刻な問題だと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>信号機に関するご意見については、警察本部担当課等と連携して取り組んでまいります。</p> <p>ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p> <p>計画(案)どおり</p>

番号	本編のページ	項目	意見（原文）	意見への対応と考え方
ハード面のバリアフリー化				
6	P17	重点整備地区	<p>意見1 14ページ、7行目、「施設をつなぐ「生活関連経路」が一体的にバリアフリー化」及び50ページ目、特定旅客施設、バスターミナル、「藤崎バス乗継ターミナルについて。」 「藤崎バス乗継ターミナル」と「市営地下鉄藤崎駅」の施設間経路が、エレベーターで直結されていません。このため、エレベーター使用者は、バス乗継ターミナルから屋外へ迂回を強いられ、「施設をつなぐ生活関連経路が一体的にバリアフリー化」する基本計画から、大きく離れた状態のまま放置されています。</p> <p>市H、P上公表の「寄せられた市民の声」への、市交通局施設部施設課の回答（平成24年2月受付）によれば、エレベーター使用者はバス乗継ターミナルから藤崎まで道路交通法遵守の法定経路は「横断歩道を3回渡り」、「距離は298メートル」かかり、階段使用者が移動する距離65メートルの4.6倍」かかるとの事です。</p> <p>エレベーター使用者、移動制約者にだけ、4.6倍もの迂回を強いるコースが、バリアフリー、ユニバーサルデザインの理念に合致していますか？</p> <p>施設をつなぐ経路を一体的にバリアフリー化する、との基本計画の理念に対して、藤崎バス乗継ターミナルと藤崎駅相互間経路に現状は、明らかに不十分です。現状を「放置」しては「福岡市バリアフリー基本計画」から、市自から逸脱していることとなります。</p> <p>提案意見1-1 「迂回率」という数値基準を「福岡市バリアフリー基本計画」に追加するよう提案します。 「迂回率」とは、エレベーター利用者の法定バリアフリー経路距離のメートル数値（A）と、エレベーター直近の階段利用者の経路距離のメートル数値（B）の比で表示します。図面上で算出可能です。通路幅中央で算出すれば、往復の平均値となり、明快です。この「迂回率」をすべての公共交通施設、乗り継ぎ施設相互間、公共施設相互間で算出し、公表し、さらにこの比率を「1」に近づけるよう改良する事が必要です。「迂回率」という明確な数値基準があれば、改良の必要箇所が明快となり、4.6倍もの迂回が放置されることはなくなります。形容詞ではなく、「迂回率」という明確な数値基準を基本計画に追加する事を提案します。</p> <p>提案意見1-2 14ページ目、7行目、「施設をつなぐ「生活関連経路」が一体的にバリアフリー化」について。 どの局、部、課が、「迂回率」算定、公表を担当するかを公表することを提案します。理由は、担当する局部課を公表することにより、今後の各種施設の新設、改修において市が組織的、継続的に「迂回率」算定を実行でき、経路の一体的にバリアフリー化が促進されるからです。</p> <p>提案意見1-3 50ページ目、特定旅客施設、バスターミナル、「藤崎バス乗継ターミナル」について。 藤崎バス乗継ターミナルから市営地下鉄藤崎駅へ迂回せず、直結できるエレベーターを早急に設置するよう提案します。理由は提案意見1-1と同じです。</p>	<p>ご意見ありがとうございます 「迂回率」等のご提案については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、藤崎駅のエレベーターについては、地下鉄では、地上～コンコース階、コンコース～ホーム階へのエレベーターを最低1台設置することを原則としております。</p> <p>現在の藤崎駅のエレベーターは、建設時に設置したものではなく、後の改良工事により設置したものです。設置場所につきましては、駅コンコースと地上の空地との関連や駅舎の構造的なことから現在の場所となったものでございます。また、バスターミナルへの直結できるエレベーターに関してですが、厳しい財政状況であることから現状では難しいと考えております。</p> <p>ユニバーサルデザインの理念の考え方からすると、直結できるエレベーターの設置が望ましいところですが、前述の理由により現在の位置でのご理解をいただきますようお願いいたします。</p> <p>計画(案)どおり</p>
7	P17	重点整備地区	<p>17頁⑥ まち歩きを実施する際チェック表等にて基準の見直しをチェックする。メジャー・こう配器具等にて実測は可能か</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 まち歩きを実施する際には、ご意見を参考にさせていただきます。</p> <p>計画(案)どおり</p>

番号	本編のページ	項目	意見（原文）	意見への対応と考え方
8	P17	重点整備地区	<p>2. 重点整備地区における取組みの進め方 17ページ</p> <p>○安全で切れ目のない誘導</p> <p>○まち歩きを実施する中で官民連携や施設相互の整備スケジュール調整のあり方</p> <p>現状の問題の中で外出する際の歩道や地下通路には段差が多種多様であり地下街の路面は凹凸段差が激しく何十万の通行人の不安と靴の騒音が激しすぎている。早急に改善が必要でしょう。路面の凹凸に靴が引っかかって倒れかかったり、荷物（大切な買い物）が落ちたりする現象は解決する必要があります。</p> <p>○何十万の通行人の地下街通りの公衆トイレが何カ所、何人（観光客）が同時に使用又障がい者は何人使用可能か現状を把握して解決すべきことと思います。この要望は非常に多いので重ねて提言します。</p> <p>※大阪府豊中市などで実施事例が紹介されていますが、＝同じく「バリアフリーの店と接客 快適・安心・感動のサービス」（日本経済新聞社）の第4章の5「心のふれ合い」こそ最高の共用サービス＝出前講座の参考資料と啓発・育成・実践指導案。</p> <p>紹介先○巣鴨地蔵通り商店街（東京豊島区）、○新所沢駅前商店街（埼玉県所沢市）</p>	<p>その他</p> <p>ご意見ありがとうございます。 ご意見は、まち歩きの実施にあたり、参考にさせていただきます。また、ご意見があったことを施設設置管理者にお伝えさせていただきますとともに、ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
9	P19	施設のバリアフリー化	<p>意見2 19ページ目、17, 18行目、(ウ)「文字情報や音サインなどの情報案内設備の整備」について。</p> <p>提案意見2-1 「法定バリアフリー経路」の表示サイン設備の計画、発注、管理を、交通局施設部が統一して行う事を基本計画に明示するよう提案します。 理由は、一部で、バラバラに不明瞭な誤解を招く張り紙表示が、駅係員、交通局運輸部乗客サービス課等に寄って行われ、不慣れ旅行者を困惑させている実例があるからです。</p> <p>提案意見2-2 19ページ目、17, 18行目、(ウ)文字情報や音サインなどの情報案内設備の整備」及び50ページ目特定旅客施設、市営地下鉄「博多」駅について。 ホームに、「法定バリアフリー経路」であるエレベーター位置を知らせる「頭上高」表示サインの増設を、基本計画に追加するよう提案します。 ホーム床面の表示だけでは不十分で、満員の際は充分に見えませんが、天神駅、西新駅等は「頭上高」位置に電飾表示サインがなされ明快です。 エレベーターを必要とする大きなカバンを転がす旅行者の多い博多駅でこそ、不慣れた旅行者にもわかりやすい「頭上高」表示が必要です。他駅で実現していることを、博多駅ホームでも早急を実現してください。</p> <p>提案意見2-3 19ページ目、17, 18行目、(ウ)「文字情報や音サインなどの情報案内設備の整備」及び50ページ目特定旅客施設、市営地下鉄「博多」駅について 「法定バリアフリー経路」をエレベーター乗り場、カゴ内に「図で表示する」よう基本計画に追加するよう提案します。 現状は「このエレベーターは、地上階までは行きません」との不思議な説明文がエレベーター乗り場、カゴ内に張り付けてあります。エレベーター使用者に必要な情報表示は「地上階へ行く経路」です。誤解を招く文字表示でなく、地上への法定バリアフリー経路を「図で表示」する必要があります。外国人旅行者にもすぐわかります。 これは、すでに市民から改良の提案がなされ、市H.P. 上公表の「寄せられた市民の声」（平成24年3月受付）で、表示変更がなされたと回答がありました。しかし、相変わらず「地上階へは行きません」の文字表示がなされています。2011年に交通局施設部及びJR九州関連会社が新設した「博多口地上へのエレベーター」への経路を、文字表示にこだわらず、法定バリアフリー経路を「図で表示」し、外国人旅行者を含む、誰にでもわかりやすくするよう提案します。</p> <p>提案意見2-4 市営地下鉄3号線で導入された、ホームの音声案内で、「上り、下りを男女別音声識別方式」を1、2号線にも適用し、改良する事を、基本計画に明記する事を提案します。 この「上り、下りを男女別音声識別方式」は視力障害者のみならず、不慣れの旅行者からも「進んでいる」と好評です。音サイン環境向上を1、2号線でも実現可能です。</p>	<p>計画(案)どおり</p> <p>ご意見ありがとうございます 本計画(案)は、バリアフリー化の取組みの方向性等を定めるもので、個別具体的な整備等の内容については、記載していませんのでご理解願います。 なお、地下鉄では、お客さまによりわかりやすいサイン等を整備できるよう取り組んでまいります。 ご意見については今後の参考とさせていただきます。</p>

番号	本編のページ	項目	意見（原文）	意見への対応と考え方	
10	P 19	施設のバリアフリー化	1. ハード面のバリアフリー化 ・駅のエレベーターで往路のみの設置を往復にしないと効果が望めないのでは（例：柳川駅等） ※補足：事務局から本人に聴取りしたところ、例に挙げた西鉄柳川駅は、改札口から跨線橋に上がるエレベーターはあるが、跨線橋からホームに降りるエレベーターが整備されていない。なお、車いす専用リフトは設置されている	計画(案)どおり	ご意見ありがとうございます。 駅施設のバリアフリー化にあたっては、施設の構造等の制約条件を踏まえて可能な限り整備を行うこととしておりますので、ご意見は今後の参考とさせていただきます。
11	P 19	施設のバリアフリー化	1. 空港通路の手すり設置拡大 飛行機から空港ビル間の通路には手すりがあり、体の支えに役立っています。その手すりを空港ビルに入ってもできる限り拡張してもらおうと杖代わりとして身体障がい者や高齢者の手助けになります。	計画(案)どおり	ご意見ありがとうございます。 航空旅客ターミナルは、基本計画(案)にも掲載したバリアフリー化の項目については整備済みとなっています。手すりの拡張など、よりレベルの高い整備についてのご意見があったことを、施設設置管理者にお伝えさせていただきます。
12	P 19 (概要版 P5)	施設のバリアフリー化	5頁 (2) ①ア段差の解消（スロープの設置等）において既存施設にスロープを設置する場合スロープのこう配は極力ゆるやかにすることの指導をお願いしたい。	計画(案)どおり	ご意見ありがとうございます。 スロープにつきましては、整備する際の基準を定めており、既存施設のバリアフリー化にあたっては、可能な限り基準に合わせた整備を行うよう努めることとしております。 ご意見は今後の参考とさせていただきます。
13	P 19 (概要版 P5)	施設のバリアフリー化	P28 2 (1)①(第2各論) 「公共交通機関や建物等を障害者（障がい者）が利用しやすいようにつくる」を前提として P5 (2) ①イ「地下鉄駅はアの事項が整備済みであるため」は削除されたし、そもそも本計画案は健常者側からの視点ではないのでしょうか。 たとえば、藤崎バスのターミナルから地下鉄への連絡のあり方、エレベーターを降りますと、エスカレーターはございますが、上りのみ、降りるには階段しかございません。区役所の前まで移動しなければ、改札口へ直行は出来ません。しかも、天神方面へ向かう場合は、そのエレベーターも乗り替えなければなりません。以上事例Ⅰ 事例Ⅱ 箱崎（※事務局・注：馬出）九大病院前駅6番エレベーターへの通路が上り坂にて、車椅子利用者にとっては、四苦八苦、独力では無理ではないでしょうか。	計画(案)どおり	ご意見ありがとうございます。 地下鉄では、地上～コンコース階、コンコース～ホーム階に各最低1台のエレベーターを設けております。また、藤崎駅・馬出九大病院前駅は駅舎建設時に設置したのではなく、改良工事により追加設置したものです。このため、エレベーターの位置につきましては、駅のコンコースとホーム、地上の空地との兼ね合いや既存構造物の強度などの条件に合致する必要があるため、現在の位置に設置したものでございます。 また、馬出九大病院前駅のエレベーターへの通路につきましては、省令等に準じた勾配となっております。 (基準勾配:1/12以下、設置勾配:1/12・1/15)
14	P 19	施設のバリアフリー化	七隈線に関してはエレベーター設置箇所が、改札から遠すぎる点に問題があります。	計画(案)どおり	ご意見ありがとうございます。 地下鉄七隈線は、地上出入口が原則2ヶ所のため、片方に上下のエスカレーター、もう片方にエレベーターを設けております。このため、地上出入口の位置によっては改札口からの距離が長い駅もございます。ご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。
15	P 19 P 21	施設のバリアフリー化	西鉄電車、JRの乗降の際の段差問題やみんなのトイレの普及化等の対策を早めにとって頂きたいと思っております。障がいの違いや、その特性、移動手段によってバリアフリーについての考え方、感じ方が違います。障がいの有無に関係なく、市民皆が過ごしやすい街づくりをお願いします。	計画(案)どおり	ご意見ありがとうございます。 施設や車両等の公共交通機関のバリアフリー化整備にあたっては、「施設のバリアフリー化」に記載のバリアフリー化推進の方向性を踏まえて取り組んでいきます。
16	P 20～ 21	施設のバリアフリー化	20ページ 車両等 地下鉄七隈線は、車両関係の中では最もバリアフリー化が進んでいると思っております。これを最低基準とし、他の車両関係バリアフリー化に取り組んでください。	計画(案)どおり	ご意見ありがとうございます。 車両については、買い換え等の際に、国が定めた基準への適合を図るとともに、既存車両についても、車いすスペースの確保など、可能な範囲で改修によるバリアフリー化に取り組むこととしております。
17	P 20～ 21	施設のバリアフリー化	20ページ 車両等 バスに関しても、スロープなし車両がまだまだ多く見られます。全バス、バリアフリーを目標として、スロープ付き、ノンステップバスの導入拡大に取り組んでください。また、昭和バスのバリアフリー化推進にも努めてください。	計画(案)どおり	ご意見ありがとうございます。 本計画(案)に基づき、ノンステップバスの導入促進に取り組まします。また、バリアフリー化推進のため、バス事業者への働きかけを行ってまいります。

番号	本編のページ	項目	意見（原文）	意見への対応と考え方
18	P 21	施設のバリアフリー化	P 21 ノンステップバスの導入促進 ノンステップバスが街を走っているのを、1日に何度も見かけ、何度も乗車しました。ですが、実際にバスが停まって降りると、車道と歩道間のブロックや段差で、その機能を活かさないバス停も多々あるように思います。また、その性能を活かしきれない運転手もいると思います。バス停の整備、人材の育成が課題ですね。平成32年の時点で、どれだけ変わっていくのか、楽しみです。高齢者、障害の有無を問わず、住みよい街づくりをしていけたらと思います。	計画(案)どおり ご意見ありがとうございます。 福岡市においては、バス事業者と連携し、乗降しやすい歩道整備、バス停における上屋やベンチの設置など、バス利用環境の改善を図ることとしています。 また、バス事業者にあつては、乗務員研修などを実施し、お客様満足度の向上に努めています。 ご意見は今後の参考にさせていただきます。
19	P 23	施設のバリアフリー化	P 22の特定経路が整備率84%となっているが、実際、車椅子で利用してみると縁石の小さな段差にタイヤがつかずいたり、歩道が道路に対して傾斜があり車椅子が道路側に足を取られてしまうなど、車両と接触しかねない場面が多々ある。整備後の状態を障がい者目線で実際に使ってみれば、不備が分かるのではと思う。	計画(案)どおり ご意見ありがとうございます。 今後、生活関連経路等については、必要に応じて利用当事者の方の参加による、まち歩きを行い、整備内容等を検討していくこととしております。 ご意見は今後の参考にさせていただきます。
20	P 23	施設のバリアフリー化	計画外かもしれませんが、横断歩道の場所によれば、時間延長をお願いしたい。	計画(案)どおり ご意見ありがとうございます。 信号機に関するご意見については、警察本部担当課等と連携して取り組んでまいります。 ご意見は今後の参考とさせていただきます。
21	P 23	施設のバリアフリー化	始めに、各論の33Pにも書かれています。 情報の提供に当たっては、活字、音声、映像の方法により行われることがほとんどですが、視覚、聴覚、音声・言語機能等の障がいや、知的障がい、発達障がい、精神障がいなど、コミュニケーションに障がいのある人にとっては、必要な情報を容易にかつ正確に得ることや、他人に自分の意思を伝えることが困難な場合が多いことも事実です。今後の課題として、情報は、一つの手段だけでなく様々な代替手段を用いて提供するという、情報保障の考え方に基づく取組みを進めていく必要があります。 私（視覚障害者）が今回パブリックコメントを書くために、福岡市バリアフリー基本計画（案）を読むまでに相当な困難と解決出来ないバリアにも直面しました。そこには、善意の差別が存在していることも事実として感じさせられました。 本文、 歩行・移動の不自由の要因は、主に「落ちる」「ぶつかる」「つまずく」「迷う」の危険と不安の問題です。この4つのバリアをなくすことが視覚障害者の歩行・移動の自由への道を開くと考えています。 私が問題にしたい点は、全体を通して段差の改善・撤去です。 視覚障害者にとって単独歩行は最も危険ですが最も自由な移動手段です。その、単独歩行の際、歩道と車道との区別・差別化は最重要で命を掛けた引くに引けない条件です。全国の全ての障害者分野で合意を見ている、段差2cmの遵守をこの計画（案）の中に文字として反映させるべきだと考えます。 市内の国道は歩道と車道の段差（※事務局・注：「歩道と車道の段差」挿入）2cmが遵守されていますし国土交通省も「2cmは遵守、変えなければいけない事由を見出してはけません」と回答し続けています。福岡市でも変えなければいけない合理的事由が明らかにされていない以上明確に2cmの保持を条例に書き込み真のバリアフリー計画と条例を高らかに発信することが市民への安心安全な街づくりに成ると考えます。	計画(案)どおり ご意見ありがとうございます。 本計画（案）は、バリアフリー化の取組みの方向性等を定めるもので、個別具体的な整備基準については、記載していませんのでご理解願います。 なお、交差点部における歩道と車道の段差は、2cmを標準とし、また2cm以下とする必要性が生じた場合には、高齢者、障がい者等に配慮した道路整備を行ってまいります。
22	P 25	施設のバリアフリー化	P 25 イ（イ）（第2各論） 既設の公園への段差の解消とありますが、福岡市公園条例の整備基準（予定）への適合を待つことなく、スロープ坂を設置する事で、すぐにでも入園可能な所もあります。但し、車椅子利用者の入園のためには、車両進入ストッパーの撤去が必要な所もあります。	計画(案)どおり ご意見ありがとうございます。 既設公園の段差の解消については、これまでもスロープ設置等による施設改良を行ってきました。 今後も、引き続き、段差の解消等のバリアフリー化に取り組んでいきます。
23	P 26	施設のバリアフリー化	26ページ 路外駐車場について。車いす使用の運転者が利用できる機械式駐車場の開発をお願いしたい。また車いす使用者用駐車スペースは無料になっていることが多く不正利用を招いている。有料でも使いたい。	計画(案)どおり ご意見ありがとうございます。 ご意見は今後の参考とさせていただきます。

番号	本編のページ	項目	意見（原文）	意見への対応と考え方
24	P 27	施設のバリアフリー化	<p>当会は、福岡市内の療育施設に通う子供達保護者が主となり活動している団体です。今回の「福岡市バリアフリー基本計画（案）」に対し公共施設のユニバーサルトイレの充実化を要望します。</p> <p>会員全員で、現在外出先のトイレで困っている点をあげ、検討いたしました。多数の意見がございましたので下記の通り申し上げます。</p> <p>①障がいのある子供を育てる親が必要だと考えるユニバーサルトイレの設備とその理由。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二重錠の設置。（通常の位置と子供の手が届かない高位置の2カ所）「理由」親が用を足す時、子供が錠を勝手に開け逃亡しようとするため。 ・ベビーキープのサイズが現状より大きいものの設置。「理由」親が用を足す時、子供が勝手に逃亡しようとするため。 ・大人用のユニバーサルシートに固定できるベルトの設置。「理由」動きの激しい多動の子供は、ベルトがなく落下し大変危険であるため。 ・ユニバーサルシートがない場合、通常のベビーシートの使用可能年齢、耐体重の制限が広がるシートの設置。「理由」現状は制限を超えているが、オムツを替える場所がなく、仕方なくベビーシートを使用せざるを得ない危険な状況であるため。 ・フィッティングボードでもよいので、早急に設置してほしい。「理由」自立歩行できる子供が、立ってオムツ替えできる場所がないため。現状は、汚れた床の上や、便器の上に立たせて替えるしかない状況です。 ・ユニバーサルトイレには、全箇所にユニバーサルシートを設置すべきです。「理由」ベットも何もない身障者用トイレでは、結局オムツ替えが出来ません。どうしようもない場合は、トイレの汚れた床にバスタオルを敷いてオムツ替えをせざるを得ない状況であるため。 ・ユニバーサルトイレ表示を明確にして欲しい。「理由」案内板の表示通り身障者用トイレに行ってみると、ユニバーサルシートがなく、椅子を押しながらトイレを探しまわらなければならない状況であるため。 <p>②今現在、早急に改善が必要とされる施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡市民会館 「困っている点」大勢の市民、子供、障がい児、障がい者が利用する場所であるにも拘わらずトイレが非常に不便です。親が子供を抱きかかえたままで用を足さなければならない状況です。 ・少年科学館 「困っている点」各階に和式トイレしかなく、障がい児には、大変不都合です。 ・福岡市立こども病院 「困っている点」子供用の便器が1階のトイレに1つしかなく、ほとんどが和式便器で障がい児には不都合です。移転があるのは存じておりますが、体調の悪い子供や、障がいをもつ子供ばかりが使用するのに、配慮がないと思います。せめて早急な対処法として、子供用の便座を大人用様式トイレに設置してほしいです。 ・福岡サンパレス 「困っている点」赤ちゃんのオムツ替え用ベビーシート、スペース自体がなく親が子供を抱きかかえたまま用をたさなければならない状況です。 <p>③是非見本としてほしい施設のトイレ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道の駅 宗像のユニバーサルトイレ ・キャナルシティの新館（ノースビル）の2階のユニバーサルトイレ ・南区老司の望月眼科は、大人用トイレと同じスペースに子供用トイレがある。 <p>トイレの問題は、障がい児だけの問題ではなく、健常児や高齢者にも当てはまる点も多いと思います。子育て世代にとって、外出時の子供のトイレは深刻な問題なのです。会員一人一人が一生懸命に考えた意見です。以上ご検討の上、対応していただきますようお願い申し上げます。</p> <p>今後、障がい児もますます増えるであろうと予測される中、現状では、障がい児、障がい者、その親をとりまく環境はまだハード面もソフト面も整備されるべき点はたくさんあると思います。今回の「福岡市バリアフリー基本計画」を是非成功させ、福岡市が誰もが住みやすく、住み心地の良い素晴らしい市になる事を切に願っております。</p>	<p>ご意見ありがとうございます 公共施設におけるトイレの改善提案については、施設整備マニュアル改定の際の参考にさせていただきます。なお、各施設の対応と考え方は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民会館には、現在、大ホールのトイレにベビーシートを1台、ベビーチェアを3台設置しております。 今後、再整備の検討をしている市民会館につきましては、法律や条例等に規定されている基準に基づいてバリアフリー化に取り組んでまいります。 ・サンパレスには、現在、ホテル1階にベビーシートを1台設置しております。 平成25年度、ホールのトイレにベビーシート及びベビーチェアを設置する予定です。 ・福岡市立こども病院は、平成26年11月開院に向け新病院整備等事業を進めているところであり、大掛かりな改修は、現実的に難しいですが、近日中に簡易的な補助便座を購入・設置予定です。 また、ご意見は新病院整備等事業の参考とさせていただきます。 ・少年科学文化会館 現在の洋式トイレの状況は、1～3階は男女に各1ヶ所ずつ設置、4・5階は設置なしです。身障者用トイレを1階と4階に設置しておりますので、そちらのご利用をお願いします。 なお、当会館については、現在、移転再整備に向けて検討を進めているところであり、ご意見は新たな施設を整備する際の参考とさせていただきます。 <p>その他</p>

番号	本編のページ	項目	意見（原文）	意見への対応と考え方	
25	P 27	施設のバリアフリー化	15ページ 生活関連施設 市の施設の建て直し、バリアフリー化をお願いします。介護用ベッドのないトイレが多くあります。特に、児童館（警固）にはエレベーターがない為、車椅子やベビーカーでの利用が出来ません。	計画(案)どおり	ご意見ありがとうございます。 中央児童会館は建て替えを予定しておりますが、新しい施設ではエレベーターを設置し、介護用ベッドを備え付けたトイレも整備予定です。 また、新しい施設は、誰もが使いやすい施設として、ユニバーサルデザインの理念に則り、整備する予定です。 なお、現中央児童会館では、エレベーターがないため、車椅子やベビーカーで来館された方には、職員が対応しておりますので、お手数ではございますが、ご利用の際は、職員にお声掛けください。
26	P 27	施設のバリアフリー化	意見3 3ページ目、6行目の「ユニバーサルデザインの理念によるまちづくり」の方針、及び51ページ目の、官公庁施設、窓口が設置された施設、「区役所」の「城南区役所」について 提案3-1 城南区役所のスロープと階段をわざわざ別コースにせず、全面スロープとする改良を行うよう基本計画に追加する事を提案します。 特に、城南区役所南側玄関の「西口」は、わずか数段の階段と「別々に」スロープを平行させて設置しています。この「西口」は、容易に全面スロープに改良できます。わざわざ「別々に」するのは、ユニバーサルデザインの否定そのものです。現実に「東口」は階段なしです。 3ページ目、6行目の「ユニバーサルデザインの理念によるまちづくり」の方針に合致するよう「別コース」ではなく、城南区役所南側玄関西入口及び歩道路面からのアプローチでの階段を廃止し「全面スロープ」にする事を基本計画に追加するよう提案します。 提案3-2 「ユニバーサルデザインの理念によるまちづくり」に沿って、全ての市施設において、スペース面で現実的に可能な限り、階段とスロープを別々に設置するのではなく、階段を廃止して前面スロープとするよう基本計画に追加することを提案します。	計画(案)どおり	ご意見ありがとうございます。 城南区役所の建物入口までのスロープと階段については、整備基準に合致しており、利用上の問題はないと思われまますので、現時点で改修の予定はありません。 なお、本計画(案)は、バリアフリー化の取組みの方向性等を定めるもので、個別具体的な整備の内容については、記載していませんのでご理解願います。 ご意見は今後の参考とさせていただきます。
27	P 27	施設のバリアフリー化	25ページ目について 障がい者対応型トイレについてですが、便座に座れない方のオムツ交換の出来るベット状の物を対応している所を増やしてほしい。	計画(案)どおり	ご意見ありがとうございます。 施設の新設・改修を行う際は、法律や条例等に規定されている基準に基づいて整備を行うこととしていますが、既存施設については、空間的制約等により、バリアフリー化が困難な場合があります。 ご意見は今後の参考とさせていただきます
ソフト面のバリアフリー化					
28	P 28～ P 33	「心のバリアフリー」の推進	「福岡市バリアフリー基本計画（案）」の28ページから33ページに記載されているソフト面のバリアフリー化について28ページのアンケート結果で「障がい者に対する理解を深める」と回答した人の割合が高いことが示すようにまだまだ市民の障がいを持つ人々に対する理解があまりないように思います。 JRのある駅では、点字ブロックがあるにも関わらず、そこに自転車を駐輪する人がいます。地下鉄内で他の席が空いているにも関わらず堂々と優先席に座る若者がいます。自分自身や身近な人が障がいを持つというような状況にならない限り、結局他人事のように感じてしまう人が多いのが現状だと思います。その原因として日常生活で障がいを持つ人たちと触れ合う機会が少なく、そういった人たちのことについて考える機会が少ないということがあげられるのではないのでしょうか。触れ合う機会や考える機会が増えることで、市民の障がいをもつ人々に対する理解が深まり、ハード面のバリアフリー化に関してもより一層促進されていくと思います。 バリアフリーを市民の身近な問題と捉えてもらうために、例えばバリアフリーの発展に携わりたいと考えている大学生等によるバリアフリー会議の開催であったり、市民がよく利用する地下鉄やバスなど、目につく場所にバリアフリーに関するポスター等を貼ることで、もっと考えてもらうことができるのではないのでしょうか。	計画(案)どおり	ご意見ありがとうございます。 ご意見は今後の参考とさせていただきます。
29	P 28～ 32	心のバリアフリーの推進	(二)「心のバリアフリー」の推進 28ページ ○啓発・育成・実践の積極的な取組みは非常に素晴らしく大きな成果を積み重ねていくと確信しています。又市民の社会参加の向上心を高める表彰制度は一般と市民参加者が増えると思えます。	その他	ご意見ありがとうございました。

番号	本編のページ	項目	意見（原文）	意見への対応と考え方	
30	P 28	「心のバリアフリー」の推進	28ページのソフト面のバリアフリー化についての意見です。 「障害者や高齢者等が安心して利用できる」、この点は一番大事です。障がい者によってはまだまだ手をさしのべづらいという方も根強いです。例えば知的障がい者、見たままの印象で「手をさしのべたら危ないかも」「怖い」と思ってしまい、結局心が通うことなく、離れていってしまうという現状があります。 まずバリアフリー化の徹底という事ももちろん必要ですが、一般に知的障がいとは？精神障がいとは？ということを知りつつ、バリアフリー化の活動に活かしていけるのではないかと思います。例えばこのようなコミュニケーションや、補助があるといったことの例をホームページや広報誌に出すなどです。	計画(案)どおり	ご意見ありがとうございます。 ご意見は今後の参考とさせていただきます。
31	P 28～32	「心のバリアフリー」の推進	P7、28以降の心のバリアフリーについては、当事者が参加できる具体的な取り組みがない。バリアフリー表彰についても当事者が表彰されるべき取り組みが必要。健常者目線に偏っている。当事者だからわかる不便さ、便利さを意見募集し基本計画に取り入れる事は、一番の近道だと思う。	計画(案)どおり	ご意見ありがとうございます。 本計画(案)の作成にあたっては、高齢者や障がいのある人などを対象に、アンケートやヒアリングを行ってきたところです。また、「心のバリアフリー」実践の取り組みにおいても当事者参画について記述しています。なお、表彰の対象者についても当事者が含まれるものと考えております。 ご意見は今後の参考とさせていただきます。
32	P 28	「心のバリアフリー」の推進	③その他 「心のバリアフリー」に取り組んで頂くことは本当にありがたい、ただ「心」は、目に見えたり、数字であらわすことが難しい。 しかし、知的障がい者にはその目に見えない「心」の支援が重要であることを理解していただきたいと切に願っている。	その他	ご意見ありがとうございました。
33	P 29	「心のバリアフリー」の推進	1. ハード面のバリアフリー化 ・車いす用スペースの駐車場に一般の方の駐車がしばしば見受けられるので「駐車外許可証」等の掲示を義務づけて駐車するようにしてはどうか	計画(案)どおり	ご意見ありがとうございます。 公共施設や商業施設などに設置されている車いす使用者用駐車スペースには、「利用対象者ではない健常者等が駐車し、本来必要とする方が駐車できない」等の問題があったため、平成24年2月15日から、福岡県において「ふくおか・まごころ駐車場」制度を開始しています。この制度は、障がい者や高齢者、妊産婦の方などに「利用証」を交付し、車内に掲示して駐車場の適正利用を図るものです。 この制度の普及・広報について、福岡県とも連携して取り組んでいきます。
34	P 29	「心のバリアフリー」の推進	2. 昨年まで8年間、福岡を離れて戻って感じることは、都市の特徴かもしれませんが、高齢者、障がい者に対して公共の場での援助も含めて無関心な方が多い（沖縄在住でした）。小さいときからの教育・環境が大切だと思いますので、学校に向いてこのような取組や意味についてわかりやすく話をする場を提供していくのも必要な事ではないかと思います	計画(案)どおり	ご意見ありがとうございます。 計画(案)においても、バリアフリー化促進にかかる理解と協力を求める「心のバリアフリー」を推進していくことの必要性を掲げ、児童・生徒を対象とした取組みを進めていくこととしています。
35	P 29	「心のバリアフリー」の推進	小学校でも同和から人権教育に力を入れ、施設見学等も義務づけられるようになってきている。これは学校だけでなく、家庭まで広げた教育が必要。自分も家庭での教育は欠かせないと考えます。 子どもは親の行動を観察して育ちます。核家族が主流で高齢者と暮らしを共にする子どもが少なくなりました。沖縄では、世代を超えた家族構成や近くにおじい、おばあがいる家庭が殆どでその環境が影響しているのか、若い人が人に対する思いやりや優しさが実に自然に行われ、振るまわれた自分もそうありたいと優しい気持ちになれる街でした。 家庭で祖父母の事を親子で話し合うような事を宿題に出したり、施設見学も学校から引率するだけでなく、休みの日に親子で見学してみる等、親子共通の話題、課題として取り上げ、親は人権教育の手本となるべく柔軟で優しい心を子どもに伝えてほしい。	計画(案)どおり	ご意見ありがとうございました。

番号	本編のページ	項目	意見（原文）	意見への対応と考え方	
36	P 29	「心のバリアフリー」の推進	P 29 ウ（第2各論）その意見や実情を踏まえ、事例 いつ踏まえて頂けるのでしょうか。地下鉄の優先席でスマホをいじっている若者や健常者。エリア内でスマホをいじっている人々。張り紙（電源OFF）は頭上にあります。座席の目の前には、BOAT RACEのポスター。この位置にOFFのポスターを移動させてくださいと事ある毎に提案して参りましたが、届いてないようです。どこかでカットされているのかもしれませんが。抵抗勢力	計画(案)どおり	ご意見ありがとうございます。 地下鉄優先席における携帯電話の取扱いについては、優先席にステッカーの貼付、車内放送や車内ポスター掲出など、乗車マナーの向上に取り組んでおります。 優先席向かいの広告枠の活用による乗車マナーの啓発については、今後検討してまいります。
37	P 29～ P 30	「心のバリアフリー」の推進	29～30ページ ウ実践の取組に、当事者の意見や実情という表現はいいと思います。	その他	ご意見ありがとうございました。
38	P 31	「心のバリアフリー」の推進	7ページ目について ハード面とソフト面でのバリアフリー化 西鉄バスのスロープ付き、スロープなしが存在しています。ハード面を考えると、スロープ付きのバスが多くなってきていると感じます。一方、ソフト面を考えると、スロープなしのバスへの乗車拒否、または介助を求めた場合の対応の悪さが未だに見られます。運転手によって対応に差があるのも事実です。車イスの方でも乗りやすいような配慮、対応を求めます。	その他	ご意見ありがとうございます。 福岡市都市圏を運行しているバス事業者（西日本鉄道（株））車両の65%が、ワンステップもしくはノンステップのスロープ付車両となっております（平成24年3月末時点）、引き続きスロープ付車両の導入を進めています。また、バス運転手の対応については、スロープなしの車両の場合でも、他のお客さまにご協力をいただくなどして、できるだけ乗車していただくよう指導されていますが、ご意見を受けて改めて指導教育を徹底されます。
39	P 31 (概要版 P 6)	「心のバリアフリー」の推進	6頁 2実践②「福岡市バリアフリーマップ」の更新において「障害者トイレ」のチェックの取組み・新しいトイレマップの検証	計画(案)どおり	ご意見ありがとうございます。 「福岡市バリアフリーマップ」は、市内施設のバリアフリー設備の情報を福岡市ホームページに掲載しており、必要に応じて更新を行っております。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
40	P 31 (概要版 P 6)	「心のバリアフリー」の推進	下線部分を追加してください。 P 6 ソフト面のバリアフリー化 (1) 「心のバリアフリー」の推進 【啓発】に関して <u>対象 公的機関従事者 障がい特性や対応の仕方等の研修実習の義務化</u> 理由) 一般市民のみなさんにも、障がい特性を知って頂いて偏見がなくなるとよいと考えますが、日常生活であらゆる場面で当事者と接する可能性の大きい行政関係者や公的機関で働く方々、更に、障がい児の人生のスタートの時点で関わられる教育関係で働かれる方々には、是非とも研修していただき、垣根を越えた支援者になって頂けると知的障がい者にとって、本当に住みよい社会になります。	計画(案)どおり	ご意見ありがとうございます。 行政関係者や教育関係者を対象とした研修につきましては、「心のバリアフリー」の推進において【育成】の取組みとして検討していくこととしております。 ご意見は今後の参考とさせていただきます。
41	P 31 (概要版 P 6)	「心のバリアフリー」の推進	2. 各論について P 31 2ソフト面のバリアフリー化 ②啓発・育成・実践のための取組み 課題、育成に関して P 6 ソフト面のバリアフリー化 (1) 「心のバリアフリー」の推進 【啓発】の項目と同様 公的機関従事者 障がい特性や対応の仕方等の研修を義務化し取組んでください。 日常生活のあらゆる場面で当事者と接する可能性の大きい行政関係者や公的機関で働く方々、更に障がい児の人生のスタートの時点で関わられる教育関係で働かれる方々には、是非とも研修すると同時に支援のコツや視点を体得して垣根を越えた支援者になって頂けると障がい児者にとって、本当に住みよい社会になります。	計画(案)どおり	ご意見ありがとうございます。 行政関係者や教育関係者を対象とした研修につきましては、「心のバリアフリー」の推進において【育成】の取組みとして検討していくこととしております。 ご意見は今後の参考とさせていただきます。
42	P 31	「心のバリアフリー」の推進	31ページの取組例についてバリアフリー推進ボランティアなど具体的にいつ頃から始める予定なのかを教えてください。	その他	ご意見ありがとうございます。 取組例として記載しており、今後、内容を検討することとしております。

番号	本編のページ	項目	意見（原文）	意見への対応と考え方
43	P 31	「心のバリアフリー」の推進	地下鉄、道路の整備について全盲の方から段差がないことがバリアになると意見を伺った事があります。段差を目印にしている方にとっては段差がない事に不便を感じていらっしゃいます。科学の進歩によりその方にあった動きを見せる事の出来るマシンや、音声機器等が導入できれば良いですが・・・。 バリアフリーにする事が大事になる目的も理由もわかりますが、バリアがある方々を手助けしてくれる周りの方への協力や、地域の方がバリアを持つ方々に対して自然に手助けする環境や考え方を訴える機会をもっと作ってほしいと考えます。 無知な方が多い中、バリアフリーの身を目指していく計画では意味がないと考えます。	計画(案)どおり ご意見ありがとうございます。 公共交通機関や建築物、道路等のバリアフリー整備など、ハード面の取組みを進めてきたところですが、ソフト面と一体となった総合的な取組みがより一層必要となります。そのため、バリアフリー化の促進に関する理解と協力を求める「心のバリアフリー」について、啓発、育成、実践の3つの課題に応じた取組みを推進していくこととしています。 ご意見は今後の参考とさせていただきます。
44	P 31	「心のバリアフリー」の推進	バリアフリーを想像すると、“車椅子”が住みやすい環境が思い浮かぶが、基本計画にもある様に「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの理念から環境を考えなければならぬと感じる。 街を見るとスロープ、広い通路が増えてきて車椅子の方々は住み良い環境に変化してきた反面、片麻痺、全盲、弱視など（歩行）の方々からすると広すぎて手すりまでが遠い、スロープ（坂道）は段差より負担がかかると言った問題点もあるようだ。もっと、専門家（当事者、家族、福祉従事者）の意見を聞き、様々な視点から環境整備が出来れば、ユニバーサルデザインの理念に近づくのではないか。	計画(案)どおり ご意見ありがとうございます。 今後、多様な利用者の声を施設管理者に伝えるとともに、意見交換等により共働でバリアフリー推進を図る仕組みを検討していくこととしています。 ご意見は今後の参考とさせていただきます。
45	P 32	「心のバリアフリー」の推進	32ページ バリアフリー情報発信について バリアフリーについては、ソフト面での取組みが大切だと思います。 ハード面の整備が進んでも、周囲の人たちの理解が少ないと、中々その効果が出ないと思うからです。 そのためには、優良事例等の収集と公表がポイントだと思います。 具体的には、優れた団体を表彰することもさることながら、もっと日常生活に密着した、街角でのちょっとした声かけや、さりげない活動などを、自薦・他薦を問わず、一行文やエッセイなどで広く募り、何百人、何千人と、理解者・支援者をホームページなどで紹介して拡げていっては如何でしょうか。	計画(案)どおり ご意見ありがとうございます。 ご意見は今後の参考とさせていただきます。
46	P 32	「心のバリアフリー」の推進	心のバリアフリーについても、個人的にはどうしたいのか、疑問に思う所があります。取り組みの偏りがあるのが現状。	計画(案)どおり ご意見ありがとうございました。
47	P 32	移動支援の推進	P 9 移動支援の推進 私は介助者として今は主に、支援する側にいます。支援施策等の方向性について、家族とともに外出するためのケア提供が制度として認められる事を要望する声をたくさん聞きます。そういう所にも目を向けて頂きたいです。	計画(案)どおり ご意見ありがとうございました。 移動支援につきましては、国の制度の動向に留意するとともに、必要な財政負担も考慮しながら、より一層利用しやすいものとなるよう制度のあり方を検討します。
48	P 33	移動支援の推進	2. バリアフリー設備有の告知拡大 障がい者や高齢者が観光地やイベントに行く時にポスターやチラシ等にバリアフリー設備がある場合、告知してもらえると安心して出かける事ができます。	修正 ご意見ありがとうございます。 「第2各論 2ソフト面のバリアフリー化 (2)移動支援の推進 ②取組みの方向性 外出に関する情報」について、下線のとおり加筆します。 “安心して外出することができるように、外出先の施設のバリアフリー設備やサービス内容などの情報を「福岡市バリアフリーマップ」として提供していくとともに、行事開催時におけるバリアフリー設備情報等の広報について取り組みます。”

番号	本編のページ	項目	意見（原文）	意見への対応と考え方	
49	P 33	移動支援の推進	（他に）点字図書館の館長や小学校の校長先生の友人がいるので意見を聞いてみました。盲人のためのバス停での音声案内がないところがある。彼等が情報障がい者にならない観点で検討・見直し・実施してほしいとの事でした。	計画(案)どおり	ご意見ありがとうございます。 バス事業者においては、バス停周辺にお住まいの方への配慮から車外アナウンスを行っていないバス停について、従来よりバス運転士が白杖を持った方や盲導犬を連れた方をバス停で確認した場合には、アナウンスを行うようにしていましたが、より確実にご案内できるよう、平成24年9月より、バス停に啓発ステッカーを貼り、改善の取り組みを進めているところです。
50	P 33	移動支援の推進	P 33 2ソフト面のバリアフリー化 （2）移動支援の推進 ① 現状と課題に関して、情報保障の考え方に基づく取り組み～ が記載されています。ぜひ進めてください。 ② 取り組みの方向性 イ・ウ の項目について 「福岡市バリアフリーマップ」が出来るだけでは、知的障がいのある人は、理解できないことや活用する方法すらわからないことがあります。人的支援が不可欠な障がいであることを、是非ともご理解ください。 移動支援の枠を広げる、予算化するなどの積極的かつ具体的な取り組みをお願いします。	計画(案)どおり	ご意見ありがとうございます。 移動支援につきましては、国の制度の動向に留意するとともに、必要な財政負担も考慮しながら、より一層利用しやすいものとなるよう制度のあり方を検討します。
51	P 33	移動支援の推進	○わかりやすい案内表示等の研究 33ページ （イ）この課題は大で、他県からの転入居住者に伴う増える人口、住民又増加する海外・国内の観光客に対する思いやりのある案内表示板は非常に大切です。ところが1例ですが地下街に掲示案内地図は上段が南方面、下段が北方面となっているようです。一般的に地図は北方面が上段、南方面が下段と教科書で学んだものですが、今日はどうでしょうか迷っています。観光客のマップと案内掲示板が同一かどうか検討が必要でしょう。 （ロ）諸外国及び国内、県外からの観光客への心温まる観光案内の表示 天神町、天神地下街を中心とした福岡市の観光名所先の案内表示の設置 ・東方面→ソラリア、水鏡天満宮、アイランドパーク、海の中道、福岡県庁 ・北方面→外国船帰航、国際センター、マリンメッセ福岡 ・南方面→キャナルシティ博多、櫛田神社、博多駅、福岡空港 ・西方面→鴻臚館、大濠公園、福岡市美術館、福岡市博物館、福岡タワー	計画(案)どおり	ご意見ありがとうございます。 ご意見があったことを施設設置管理者にお伝えさせていただきますとともに、ご意見は今後の参考とさせていただきます。
52	P 33	移動支援の推進	（ハ）福岡市本庁西側壁面に国際時計と西側広場を国際広場と呼称する案 毎年アジアを中心とした国際都市福岡としての活動展開が増えております。そこで市民に対する「誰もが思いやりを持ち、全ての人にやさしいまちづくり」の基本理念の中に日本国、そして福岡市と市民との交流を夢み、選んで来福した留学生にも同じ心配りが必要と思います。留学生は21世紀の福岡市、市民と母国との経済文化の大きな架け橋になる卵であり宝です。毎年開催されるアジアイベントに関してのみでなく西側広場が年間（中）交流の場、野外交流広場としての役割を至すことも心のバリアフリーの一助と思い提言する次第です。	計画(案)どおり	ご意見ありがとうございます。 市役所本庁舎西側ふれあい広場につきましては、屋外ステージ屋根等のハード整備を実施いたしまして、市民の方が交流できる「都心の賑わいづくりの空間」として利用拡大を図っていくこととしております。 また、今回の整備において、これまで広場にあった段差を解消しフラットな状態にする広場のバリアフリー化についても実施いたします。 ご意見は今後の参考とさせていただきます。
53	P 33	移動支援の推進	（イ） わかりやすい案内表示の研究 33ページ ○福岡市は近年一段と人口が増加しており、特に地震、災害の発生に伴う避難誘導、人命救助のためにも福岡市全域、福岡市の市の花、シンボルマーク“さざん花”（木、鳥もある）で表現しているように、福岡市全域外国人にも理解できるように統一マーク「グリッピ」を活かして例えば公衆便所トイレの案内表示は「緑色のグリッピ」、災害発生とその避難誘導の時のその方向へは「赤色のグリッピ」を案内表示として誰にも安全・安心で思いやりのある街づくりが必要と思い提言するものです。 －漢字の読めない児童、外国人にもわかりやすい案内表示－ ○車椅子の無料使用提供の案内表示 車椅子を必要とする人たちに楽しいショッピングのサポートとして某法人クラブが寄付しても良いとの声があります。その際の拠点は天神地下街、ロータリー前、チロル店前（公衆電話）です。 誰にも思いやりのある楽しい街づくりに貢献するのではないかと思います。ご検討下さい。	計画(案)どおり	ご意見ありがとうございます。 ご意見があったことを施設設置管理者にお伝えさせていただきます。

番号	本編のページ	項目	意見（原文）	意見への対応と考え方
バリアフリー化の支援と進行管理				
54	P 34 (概要版 P 7)	インセンティブ	<p>下線部分を追加してください。 P 7 バリアフリー化の支援と進行管理 (1) インセンティブ 【わかりやすい案内表示提供、外出に関する情報の提供の推進】 ○障害福祉制度「移動支援」に対する予算拡大(?)バリアフリー推進のための移動支援の予算化をする。</p> <p>理由) 知的障がい者にとって、人的支援が不可欠です。どんなに案内表示板や外出の情報提供があっても、それを理解したり活用するためには、人による支援が必要です。現在は、療育手帳Bの人には、移動支援は使えません。知的障がいも軽くて重くても障がいがあることにはかわりはなく、時に応じて支援が必要です。外出先で困ったことがないように社会的障壁を取り除いてください。お願いします。</p>	<p>その他</p> <p>ご意見ありがとうございます。 移動支援につきましては、国の制度の動向に留意するとともに、必要な財政負担も考慮しながら、より一層利用しやすいものとなるよう制度のあり方を検討します。</p>
55	P 34	インセンティブ	<p>34ページ ノンステップバス導入補助台数の拡大の検討について。福岡市は西鉄に対し、西鉄作成(補足:事務局から本人に確認したところ、福岡市の公的助成に頼らずに事業者が自ら導入すること)によるノンステップバスを要求して欲しい。 20ページ導入の対応について 市内ノンステップバス/市内の路線バス台数の割合の年度計画を出して欲しい。</p>	<p>計画(案)どおり</p> <p>ご意見ありがとうございます。 福岡市においては、公的助成の活用とあわせ、事業者による導入促進が図られるよう働きかけを行ってまいります。 また、導入率につきましては、福岡市バリアフリー推進協議会において、定期的に進行管理を行ってまいります。</p>
56	P 35 (概要版 P 7)	スパイラルアップ	<p>下線部分を追加してください。 P 7 バリアフリー化の支援と進行管理 (2) スパイラルアップ ○障がいについての認定制度などを設け、障がい特性や支援の在り方に関する一般市民の啓発の機会、また障がい児者の支援にあたる人たちの専門性の向上につなげます。</p> <p>理由) 障がい特性などの検定等を設けることにより、障がいについて広く理解していただく機会になったり、障がいをもつ人に遭遇した時の支援方法などを知る機会になるのではないかと考えます。</p>	<p>計画(案)どおり</p> <p>ご意見ありがとうございます。 障がい特性や支援のあり方に関する啓発等につきましては、「心のバリアフリー」の推進において【啓発】【育成】の取組みとして検討していくこととしています。 ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
57	P 35 (概要版 P 7)	スパイラルアップ	<p>P 7 (2) スパイラルアップ 検証してください。</p>	<p>その他</p> <p>ご意見ありがとうございました。</p>

番号	本編のページ	項目	意見（原文）	意見への対応と考え方
その他				
58	—	その他	<p>妥当な計画であり、是非推進していただきたい。</p>	<p>その他</p> <p>ご意見ありがとうございました。</p>
59	—	その他	<p>前般 「福岡市バリアフリー基本計画（案）について」の説明会に出席して拝聴させて頂きました。昨年福岡市広聴課宛提出した項目と重複する点が多少あると思いますが、改めて今回福岡市保健福祉局総務部計画課（※事務局・注：平成24年度から政策推進課に変更）バリアフリー推進（係）課宛意見提案をする次第です。</p> <p>—さて福岡市バリアフリー基本計画（案）について— 基本理念「誰もが思いやりを持ち、全ての人にやさしいまちづくり」の主題は第2次実施計画「平成20～23年度」の取組みの方向、まちづくり目標（1）～（6）項を一つの主題テーマとして集約された事は非常に分かりやすい表現で市民に受け易い言葉でよかったと思います。私は中央区居住者ですので中央区特に天神地区天神地下街通り周辺の街づくりを中心とした市民の意見要望を述べさせていただきます。</p> <p>〔2〕福岡市交通バリアフリー基本方針（H14.3策定）の振り返り 2-2 特定経路のバリアフリー化について （イ）天神地区の昼間人口並び天神地下街通り、福岡市地下鉄駅の乗降人口1日あたり平均50,492人の通行利用者とそれ以外観光客をはじめ一般買い物客、障がい者と支援付添人並び乳幼児と荷物を持った主婦の総数は、この場所だけでも1日平均（甘く推定しても）15万～20万人の人口動態と推定されるでしょう。 万が一火災発生の際の火災防止対策と市民の避難誘導が十分だろうか そうした災害対策上からも通路、路面の改善が必要と思います。 そうした昼間人口の方々が快適な環境の基での安全安心の街としている事が必然的要素であり、バリアフリーの充実したモデル都市福岡として発展すると思います。</p> <p>（ロ）そこで（イ）の対策の1つを意見として申し上げます。 バリアフリー化の支援と進行管理 —34ページ ○バリアフリー整備対象の拡大の検討 （1）地上と地下駐車場との直結設置の必要性 （イ）地下街通りに直結したエレベーター、エスカレーター、スロープの新設置 —提案— ①北側既存のエレベーター1基荷物専用（地下駐車場より地下街B2）に使用しているこのエレベーターは荷物専用（早朝開店前と閉店後）、一搬出搬入作業のみ。ソラリアステージは実施中で通常商店街の営業時間は殆ど使用せず、顧客通行人の昼間時間帯のため使用していないと考えられる。 要は昼間時間帯にエレベーターは機能（遊んでいる）してない筈です。（地上にも直結可能と思う）そこでこの昼間時間帯は観光客をはじめ障がい者、乳幼児、買い物している妊産婦、一般市民にも併用させ設置されているエレベーターを2倍の有効活用、活かす必要があると思います。 ②現在商業店パルコ側から地下街への通りのエスカレーター（噴水）は、下から上（地上）への昇りエスカレーターであり、又地下街の7WESTのエスカレーターも昇りとなっているので、1基7WESTを下りエスカレーターに切り替える必要があり、以前その先例あり（切り替え操作のみ）。 ③北側2・7階段幅約7mなので中間に障がい者、妊産婦、高齢者の安全・安心、人にやさしいスロープ設置を要します。 ④新設エレベーターの必要性と防災避難通路の設置 天神地下街通り西3bWESTの所、地下駐車場に直結している急な階段で段差が高く障がい者、妊産婦、高齢者には困難な階段です（健常者対象階段と思います）。そこでこの階段を改修してエレベーターを設置して「誰もが思いやりを持ち、すべての人にやさしいまちづくり」の基本理念に即した具体的実践を図るべきだと思います。</p>	<p>その他</p> <p>ご意見ありがとうございます。 ご意見があったことを施設設置管理者にお伝えさせていただきますとともに、ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
60	—	その他	<p>1. ハード面のバリアフリー化 ・神社参拝の順路のバリアフリー →宮崎宮、住吉宮での車イス参拝で段差があり、車イスの走行が困難</p>	<p>その他</p> <p>ご意見ありがとうございます。 神社については、本計画（案）においては対象外ですが、今後、様々な機会をとらえてバリアフリー化への理解と協力を求めていきます。</p>

番号	本編のページ	項目	意見（原文）	意見への対応と考え方
61	—	その他	<p>本日の説明会が概要版でなされたので、その中から私見を述べます。P4～P7の「各論」の中で、バリアフリー化のソフト面、ハード面及び支援について述べられていますが、日頃から自治協議会等で問題になっている自転車の扱いに絞って提言します。</p> <p>（最近では自転車の違法駐輪や乱暴な走行ばかりが話題になっていますが、自転車は本来環境にやさしく、健康維持の上からも欠かせないツールと言えます。）</p> <p>まず</p> <p>(1) 自転車取得時の登録の義務化（違反者の特定）</p> <p>(2) 違法駐輪の罰則の強化（登録制と連動）</p> <p>(3) 中古自転車の無償引き取り制</p> <p>そして特に重要なのが</p> <p>(4) 自転車走行路の明確化と周知徹底（どこを走ったらよいか判らない！）</p> <p>バリアフリー化を考える場合、常に対処療法ではなく、事故の予防的見地からモノゴトの本質を考える必要がある。（事故が起きてからでは遅い！）</p>	<p>その他</p> <p>ご意見ありがとうございます。 福岡市では「自転車利用総合計画」を定めて、安全かつ快適な自転車の利用環境の確保及び自転車の適正利用を促進していくこととしており、違法駐輪対策として、「駐輪場の整備」「モラル・マナーの啓発」「放置自転車の撤去」の3項目を柱に取り組みるとともに、車道部での自転車レーンの設置などの自転車通行環境の向上に取り組んでいます。</p> <p>また、福岡市自転車の安全利用に関する条例に基づき、自転車の安全教育、指導・啓発を推進しており、交通ルール等の周知徹底に努めています。</p> <p>ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
62	—	その他	<p>交差点のクロス横断歩道（補足：事務局から本人に確認したところ、スクランブル交差点のこと）の推進をしていただきたい。</p>	<p>その他</p> <p>ご意見ありがとうございます。 スクランブル交差点につきましては、警察本部担当課等と連携して取り組んでまいります。</p> <p>ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
63	—	その他	<p>序文 首標『アジアに於けるバリアフリーモデル都市福岡』として福岡市長宛（平成24年10月広聴課宛提出）で福岡市長の目指す福岡市の都市づくりの一環に都市の景観、アクセスの充実、そして市民の安全安心の街づくり、そして世界に誇れるバリアフリーの充実したモデル都市福岡を目指した21世紀の都市の構築を目標とした国際的観光都市福岡を創る事が必要と提言しました。</p> <p>今回「福岡市バリアフリー基本計画（案）について」を拝読した所—福岡市2011グランドデザインの中の政策目標別計画（18項目）からすると、又、福岡市交通バリアフリー基本方針（H14.3策定）の振り返り項目の第2各論を拝読させていただいた所大きく2～3歩予想以上の都市内のバリアフリー化の進展に努力されている事に敬意を表します。</p>	<p>その他</p> <p>ご意見ありがとうございました。</p>
64	—	その他	<p>〔2〕ソフト面のバリアフリー化 28ページ</p> <p>(1) 「心のバリアフリー」の推進</p> <p>(2) 移動支援の推進 32ページ</p> <p>1. 現状と課題はその通りです。「心のバリアフリー」は1例が街の活性化の一つとして歩行者天国のイベントの開催（一定期間少日数（土と日曜日）から脱皮して、平常の生活通行中に街の景観、若者のエネルギーに触れる楽しい歩行者通り、街づくりを図る事と思います。一部、今日本庁への地下通路への障がい者の創作品の展示はあります。今日固定化された福岡市博物館、福岡市美術館に行って、芸術、文化に触れる事は良いことですが、一方街の通路、気軽な買い物途中通路で21世紀の時代の芸術文化を創作した作品展示の機会、場所の提供も必要ではないでしょうか。それが明るく、楽しい街づくりの活性化に通じると考えられます。</p> <p>○1例) 天神地下街通り＝芸術文化通り＝展示発表会…ショッピング通り…</p> <p>若者の創作品（福岡市都市（25年、50年）の未来像、従来にない芸術作品（切り絵、グラフィック作品、カッティングアート作品）、アジア周辺国の絵画・写真、市内の方の絵画・写真その他、東北の方の絵画・写真その他など）</p> <p>○1例) 東京。渋谷駅ホームに故岡本太郎画伯の油絵（横30m、縦3m）がメキシコから帰ってきて市民の身近な通勤通路（堅い美術館でなく）に展示された所、1日3万人の人が鑑賞されているとの報道があり。福岡でもノルウェーノーベル財団認定。世界芸術遺産認定。新設第1回フランス芸術最高勲章受章（金メダル）の絵画、青沼満雲（茂男）も福岡県市民の誇れる絵画でより多くの芸術文化に貢献するのではないかと思います。</p>	<p>その他</p> <p>ご意見ありがとうございます。 ご意見があったことを施設設置管理者にお伝えさせていただきますとともに、ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>

番号	本編のページ	項目	意見（原文）	意見への対応と考え方	
65	—	その他	<p>※例外要望事項 福岡市営地下鉄貝塚駅着時刻と西鉄新宮行貝塚駅発時刻間のダイヤの再調整を早急に協議され、市政の基本理念に基づいたダイヤを実施されるよう多くの市民の声を伝えます。 現在市営地下鉄貝塚駅から西鉄貝塚駅乗車口ホームまでの距離は、市営地下鉄電車最前列車両下車からも約70m位、後部電車車両下車からは90m位の距離があります。その距離を高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児では無理で健常者達も小走りの現状です。 市民のための軌動車であればそれに答えるべきダイヤの正常化を図って頂くよう市民の声を重ねて記述しました。</p>	その他	<p>ご意見ありがとうございます。 ご意見があったことを関係機関にお伝えさせていただきます。</p>
66	—	その他	<p>※現状と課題について 住宅バリアフリーについて現状では新築に対して補助金制度がなく、中古若しくは改修工事のみでの補助支援策になっています。これにより、障がいを抱えた方々にとって、公共施設以外での新しい建築物で、車椅子での進入が可能なものがなかなか増える事がなく障がい者のハード面、ソフト面ともにバリアになっていると思います。新しい建物に補助金制度を設ける事で、車椅子トイレが少なからずスロープ等々への意義を見いだす事で、障がい者の社会参加へつながると思います。</p>	その他	<p>ご意見ありがとうございます。 公共建築物以外の建築物においても、新設・改修を行う際は、法律や条例等に規定されている基準に基づいてバリアフリー化整備が行われています。補助制度の設置につきましては、今後の取組みの参考にさせていただきます。</p>